

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二の規定によって、家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成十九年十一月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開催日時及び場所

開催期日	時間	場所
平成二〇年一月二日から 一月三日まで	両日とも午前九時～午後五時	広島市中区基町一〇番五二号 広島県庁本館六階六〇三会議室

二 講習科目及び時間

科 目	時 間 数
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	六
家畜の品種及び特徴	四
家畜の取引に関する法令	四

三 受講手続

1 受講申込書の提出期限

平成二十年一月十五日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和二十三年法律第七十八号〕に規定する休日を除く。受付時間は、午前八時三十分から午後五時三十分まで）

郵送の場合は、平成二十年一月十五日までの消印があるものに限り受け付ける。

2 受講申込書の提出先

広島県農林水産部農水産振興局畜産振興室（〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号）又は住所地を所轄する広島県地域事務所農林局

郵送する場合は、封筒の表に「家畜商講習会受講申込書在中」と朱書すること。

3 提出書類

受講申込書（別記様式）

写真は、受講申込書提出前六か月以内に正面から撮影した無帽・上半身像のものとする。

四 受講手数料

三千三百円

この手数料は、三千三百円に相当する額の広島県収入証紙を受講申込書の所定欄にはって納めること。

広島県収入証紙には消印をしないこと。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

五 その他

この講習会についての問い合わせは、広島県農林水産部農水産振興局畜産振興室（電話〔〇八二〕五一三―三五九八「ダイヤルイン」）又は最寄りの広島県地域事務所農林局にすること。

別記様式

家畜商講習会受講申込書

平成 年 月 日

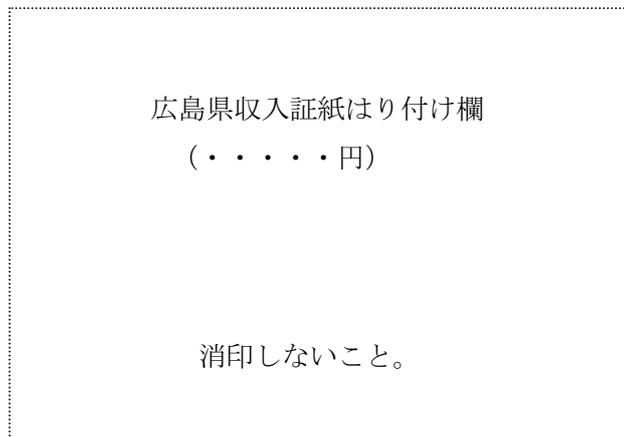
広島県知事様

住 所

ふりがな  
氏 名

印

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定による家畜商講習会の受講を申し込みます。



注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。